障がい者福祉施策の手引

~障がいのある人もない人も互いを認め合い ともに生きるまちづくり~



福 井 市障がい福祉課

身体障害者福祉法(昭和25年4月 1日施行) 知的障害者福祉法(昭和35年4月 1日施行) 精神保健福祉法(昭和25年5月 1日施行) 児童福祉法(昭和23年1月 1日施行) 障害者基本法(昭和45年5月21日施行) 発達障害者支援法(平成17年4月 1日施行) 障害者自立支援法(平成18年4月 1日施行) 障害者総合支援法(平成25年4月 1日施行)

障害者週間等

名 称	期日
障害者週間	毎年12月3日~12月 9日
障害者雇用支援月間	毎年 9月1日~ 9月30日
人権週間	毎年12月4日~12月10日
発達障害啓発週間	毎年 4月2日~ 4月 8日

市役所・連絡所のご案内

福井市役所 障がい福祉課(別館1階)

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 TEL 0776-20-5435

FAX 0776-20-5407

美山連絡所

〒910-2392 福井市美山町7-1

TEL 0776-90-1111

FAX 0776-90-1070

越廼連絡所

〒910-3552 福井市茱崎町1-68

TEL 0776-89-2111

FAX 0776-89-2249

清水連絡所

〒910-3622 福井市風巻町28-8-1

TEL 0776-98-2001

FAX 0776-98-8820

※この手引をご覧になるまえに

- 1 この手引の内容は、令和7年4月1日現在の状況で作成されていますが、 制度によって変更となる場合がありますのでご注意ください。
- 2 この手引に記載の詳細については、それぞれの問合わせ先までお問い合わせください。

目次

障がい者福祉施策一覧			
関係機関一覧	1		
相談		障がい福祉サ ー ビス	
相談支援事業	2	利用のしかた	17
障害者相談員	3	計画相談支援・障害児相談支援	18
福祉団体障がい者等相談	3	サービスを利用したときにかかる費用	18
成年後見制度利用支援	3	訪問系サービス	18
ことばの教室	4	日中活動系サービス	18
羽二重ねっと	4	居住系サービス	19
	·	障がい児通所支援	19
手帳		障がい児の施設入所	19
身体障害者手帳	5	地域生活支援事業	19
療育手帳	6		
精神障害者保健福祉手帳	6	補装具等	
難病等の方々について	7	補装具の交付・借受け・修理	21
		日常生活用具の給付	22
医療		車椅子の貸出	24
重度障がい者(児)医療費等の助成	8	介護保険	25
後期高齢者医療制度の加入について	9		
自立支援医療について	9	<u>住宅</u>	
①更生医療の給付	9	重度身体障がい者住宅改造事業補助	26
②育成医療の給付	9	住宅改修費給付事業	26
③精神通院医療の給付	10	市営住宅	26
高額療養費	10	福井県福祉のまちづくり条例	26
その他の医療費の助成	11		
		移動に関する支援	
<u>手当</u>		タクシー利用助成事業	27
重症心身障害児(者)福祉手当	12	身体・知的障がい者の交通機関の割引	27
障害児福祉手当(20歳未満)	12	精神障がい者の運賃割引	28
特別障害者手当(20歳以上)	12	駐車禁止除外指定	28
特別児童扶養手当	13	有料道路通行料金の割引	29
経過措置福祉手当 	14	自動車改造費の助成	30
児童扶養手当	14	ハートフル専用パーキング	30
	17	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
年金		•	
年金 障害年金	15		

<u>_仕事</u>		<u>公共料金</u>	
障がい者就労促進事業	31	NHK放送受信料の減免	38
公共職業安定所(ハローワーク)	31	福井ケーブルテレビ受信料の減免	38
福井障害者職業センター	31	電話リレーサービス	38
福井障害者就業・生活支援センター(ふっとわーく)	32	NTT無料電話番号案内(ふれあい案内)	39
		ファックス電話番号案内	39
		郵便料金の割引	39
日常生活支援		官製はがきの無料配布(青い鳥郵便はがき)	39
手話通訳者等派遣	33	40歳代の胃がん検診	39
要約筆記者等派遣	33		
地域ぐるみ雪おろし支援	33		
ボランティアセンター	33	その他の相談機関	
雪かきボランティア	34	福井市保健所	40
盲導犬無償貸与	34	ホッとサポートふくい	40
生活福祉資金貸付	34	スクラム福井	40
		福井県総合福祉相談所	40
税金		福井県児童・女性相談所	40
自動車税・軽自動税の減免	35	民生委員児童委員(主任児童委員)	40
住民税と所得税の控除	36	市民サービス推進課	41
相続税の控除	36	福井市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	41
贈与税の非課税	36	障害者110番	41
利子等の非課税(マル優・特別マル優)	37	福井県難病支援センター	41
福祉定期預金	37	法テラス福井	41
医療費控除	37		
医療費控除の対象となるもの	37	教養•文化	
給付金の非課税・掛金の控除	37	スポーツ教室	42
消費税の非課税	37	市内文化施設の入場料等の免除	42
		ミライロID	42
		声の市政だより(音声)	43
		声の市議会だより(音声)	43
		視覚障がい者の閲覧室	43
		点字図書館	43
		福祉団体への加入	43
		おもちゃ図書館	43
		選挙	43
		∠ 7	
		防災•防犯等	
		防災や防犯にも役立つ制度	44
		防災や防犯についての知識を深めるために	45
		緊急事態が発生したら	46
		防災に関する連絡先	47
		1777 ST - 1777 / WALTHAU	

障がい者福祉施策一覧

区分			医療				手当			 障	i	補装具等	<u> </u>
制度		医療費等の助成重度障がい者(児	更生医療の給付	精神通院医療の給せ	(者)福祉手当重症心身障害児	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	経過措置福祉手当	がい福祉サービス	補装具の交付・修理	日常生活用具の給仕	車椅子の貸出
)		ניו							· 生		
ページ	Ι.		9	10					14	17			24
	\vdash				—				-				0
+ =						Δ	Δ						0
倪 賞	\vdash	Δ						Δ		介 =##			0
	\vdash		福	福						謢 給			0
	\vdash		井	井						付			0
平聴	-	0	県	県	Δ	Δ	Δ	Δ					0
衡覚	3	Δ	総合	精油				Δ		訓紬	0	0	0
	4		福	保						等	0	0	0
には	5		祉	健						給	0	0	0
	6		相談	祖址						付 /+	0	0	0
言音	-	Δ						Δ					0
	+		で	ン									0
	\vdash		判史							ビっ			0
下不			足			Δ	Δ			支			0
肢自	\vdash	Δ		判						給			0
	-			定				Δ		の 法			0
+	-												0
内	1	0			Δ	Δ	Δ	Δ		に		0	0
部	2				Δ	Δ	Δ	Δ					0
	3	Δ						Δ				0	0
	4									決		0	0
寮	A1	0			Δ	Δ	Δ	Δ		定		0	0
fi 手	A2	0			Δ			Δ				0	0
, 帳	\vdash												0
	1				Δ			Δ					0
害者													
祉手帳	-	Δ											
備考 限あり等)	•	精神手帳は通院のな			△所得制限等	△常時介護	△常時介護 ・	△所得制限等			給付に条件あり	給付に条件あり	
	制の 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	制 の で 視覚 平衡機能 言語 上肢下肢体幹 内部 番手帳 書社 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	特別	特別	制	制度	## 通院	制度	大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	大き で	大き で	大	関度 要性 特別 経過 がい 様 接換 で で で で で で で で で

詳しくは各窓口にお問い合わせください。

			住	宅	交通				
障が 区分 程度	制度		住宅改造事業補助重度身体障がい者	住宅改修費給付事業	タクシー 利用助成事業	交通機関の割引	有料道路通行料金の割引	自動車改造費の助成	地域ぐるみ雪おろし支援
^	ページ		26	26	27	27,28	29	30	33
		1	Δ		0	0	0		
		2	Δ		0	0	0		
	視	3				0	0		
	覚	4				0	Δ		
		5				0	Δ		Ŋ
		6				0	Δ		ひとり暮らしで屋根の雪おろし
	平聴	2				0	0		幕
	衡覚 機ま	3				0	0		ر ا
身	能た	4				0	Δ		L
身体障害者手帳	は	5				0	Δ		で
障	= +	6				0	Δ		<u>庠</u> 根
害	言音 語声	3				0	0		の
19		4				0	Δ		雪
帳	上肢 肢体	1	Δ	<u> </u>	0	0	0	Δ	おっ
	下不	2	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ)
	肢自	3		Δ		0	Δ	Δ	が
	体由	4				0	Δ		困
	幹	5				0	Δ		難
	内	6				0 0	Δ		な 方
	部	1			0	0	0 0		73
	His	2							
		3				0	0		
15	<u> </u> 	4				0	Δ 0		
77 ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	奈 育 手	A1 A2			0	0	0		
=	É	B1			\vdash	0)		
ф.	長	В1 В2				0			
		1				Δ			
精神障		2			0	Δ			
保健福	祉手帳	3				Δ			
		٢٠	Δ	Δ		Δ	Δ	Δ	住
(制度	備考 艮あり等))	一所得制限	一所得制限		割引可能	一本人運転等	一所得制限等	1民税非課税世帯

詳しくは各窓口にお問い合わせください。

	区分 税金					,	公共料金				
	/_		軽自	<u></u> 住	相	贈	利	掛給	受 N	受福	a N
障がい 区分 程度	制度		!自動車税の減免	民税と所得税の控除	続税の控除	与税の非課税	子等の非課税	(金の控除 付金の非課税・	(信料の減免	(信料の減免) (計CATV	話番号案内
	ページ		35	36	36	36	37	37	38	38	39
		1	0	0	0	0	0			Δ	0
		2	0	0	0	0	0			Δ	0
	視	3	0	0	0		0			Δ	0
	覚	4	0	0	0		0	1			0
		5		0	0		0	心障			0
		6		0	0		0	身害			0
	平聴	2	0	0	0	0	0	障児害・		Δ	Δ
	衡 覚	3	0	0	0		0	児特		Δ	Δ
白 。	機ま能た	4		0	0		0	者別			Δ
身 体	には	5		0	0		0	扶 障			Δ
障		6		0	0		0	養害			Δ
害	言音	3	0	0	0		0	共者 済・			0
障害者手帳	語声	4		0	0		0	制特	証		0
手帳	上肢	1	0	0	0	0	0	度 別	明	Δ	Δ
112	肢体 下不	2	0	0	0	0	0	加児	に 条	Δ	Δ
	肢自	3	Δ	0	0		0	入童者扶	件		
	体 由	4	Δ	0	0		0	等養	あ		
	幹	5	Δ	0	0		0	手	Ŋ		
		6	Δ	0	0		0	当			
	内如	1	0	0	0	0	0	受 給		Δ	
	部	2	0	0	0	0	0	者		Δ	
		3	0	0	0		0				
	<u> </u>	4		0	0		0				
报		A1	0	0	0	0	0	_			0
1 目	₹ F	A2	0	0	0	0	0	-			0
ф		B1		0	0		0	-			0
		B2		0	0	_	0	-			0
精神障	害者	1	Δ	0_	0	0	0	-			0
保健福		2		0	0		0	-			0
		3		0	0		0				0
	備考 艮あり等))	△本人運転等							△世帯主	△聴覚・上肢・体幹

詳しくは各窓口にお問い合わせください。

関係機関一覧

この手引に掲載のある関係機関の一覧

掲載ページ	名 称	所在地	電話番号	ファックス番号
10	福井県後期高齢者 医療広域連合	福井市西開発4-202-1	54-6330	52-5720
10	全国健康保険協会 福井支部	福井市大手3-7-1 福井繊協ビル9階	27-8300(代)	27-8306
11, 40	福井市保健所 地域保健課	福井市西木田2-8-8 福井健康福祉センター2階	33-5185	33–5473
15	福井年金事務所	福井市手寄2-1-34	23-4518	27-0133
19, 40	福井県児童・女性相談所	福井市木田3-701	35-1581	35–1582
24, 34	福井市社会福祉協議会	福井市田原1-13-6 フェニックス・プラザ1階	26-1853	26-9109
24, 34	福井県社会福祉協議会	福井市光陽2-3-32	24-2339	24-8941
28	福井警察署	福井市開発5-103-1	52-0110(代)	52-0111
28	福井南警察署	福井市江守中町6-18-2	34-0110(代)	34-4091
28	福井県警察本部	福井市大手3-17-1	22-2880	
29	NEXC0中日本お客様センター	金沢市神野町東170	0120-922-229	_
30	福井健康福祉センター	福井市西木田2-8-8	36-2857	
31	福井公共職業安定所	福井市開発 1-121-1	52-8150(代)	52-8168
32	福井障害者職業センター	福井市光陽2-3-32	25-3685	25-3694
33, 34	福井市社会福祉協議会 ボランティアセンター	福井市田原1-13-6 市民福祉会館 フェニックス・プラザ1階	22-0022	26-9109
34	村井勇松基金事務局	福井市問屋町1-10	080-3743-1949	
35	福井県税事務所	福井市松本3-16-10	21-8274	21-8260
36, 37	福井税務署	福井市春山1-1-54	23-2690(代)	
38	NHK福井放送局	福井市宝永3-3-5	28-8850	28-8862
38	福井ケーブルテレビ	福井市豊島1-3-1	0120-05-5710	53-7733
39	福井中央郵便局	福井市大手3-1-28	0570-943-770	_
40	福井県総合福祉相談所 障がい者支援課 精神保健福祉課	福井市光陽2-3-32	24-7311 24-5135	24-8834
40	ホッとサポートふくい	福井市光陽2-3-36	26-4400	_
43	福井市みどり図書館	福井市若杉3-301	34-8859	34-8499
43	福井市桜木図書館	福井市手寄1-4-1 アオッサ4階	20-1530	20-1531

相談

障がいのある方の相談は次の窓口で

相談 支援事業 | 障がいのある方またはその家族からの相談に応じる下記の相談窓口が あります。ご相談ください。

【福井市障がい者基幹相談支援センター】

「総合的、専門的な相談支援」、「権利擁護、虐待の防止」、「地域の 相談支援体制の強化」、「地域移行、地域定着の促進の取組」、などを 行う、福井市の中核的な相談機関です。

障がい者虐待の通報、届出の窓口となる「虐待防止センター」が相談 に応じます。

<連絡先>

住所:福井市有楽町3-4 松坂ビル1F 101

電話:0776-50-3823 FAX:0776-50-3824

虐待通報専用ダイヤル:0776-50-3853(※24時間対応)

MAIL: kikan@konomiti9100018.com

【地区障がい相談支援事業所】 4カ所

市内を4つに分けた地区担当制とし、身体・知的・精神の区別なく障 がいに関する基本的な相談に対応する、地域に身近な相談窓口です。

<連絡先>

Oほくとう

担当地区:春山・松本・宝永・順化・日之出・旭・啓蒙・岡保

東藤島・和田・円山

住所:福井市新保町16-3-2 クローバーハウス内

電話:0776-43-1229 FAX:0776-57-0900

MAIL: hokuto@koushifukushikai.org

Oほくせい

担当地区:鶉・棗・鷹巣・本郷・宮ノ下・国見・大安寺・中藤島

森田・河合・西藤島・明新

住所:福井市燈豊町 43-9-3 九頭竜ワークショップ七瀬の郷内

電話:080-8998-0033 FAX:0776-83-0153

MAIL: hokusei@kuzuryuworkshop.com

Oなんとう

担当地区:豊・木田・酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・

美山・清明・麻生津

住所:福井市下六条町217-4 (福)六条厚生会本館1階

電話:0776-41-2334 FAX:0776-41-4160

MAIL: nantou@rokujyokoseikai.jp

Oなんせい

担当地区:足羽・湊・社南・社北・社西・日新・東安居・安居・

一光・殿下・清水東、西、南、北・越廼

住所:福井市有楽町3-4 松坂ビル 1F 102

電話:0776-50-6572 FAX:0776-50-6573

MAIL: nansei@konomiti9100018.com

【発達障がい相談支援事業所】

市全域を対象とした発達障がいに関する専門相談窓口です。

<連絡先>

住所:福井市志比口2丁目11-13 ハーツ志比口2階

電話:0776-97-5731 FAX:0776-97-5732

MAIL: itaku@harumo.or.jp

障害者相談員

身体障がい、知的障がいの各種相談に応じ、必要な支援を行うととも に障がい者の地域活動の推進役となり、障がい者福祉についての啓発 活動にあたります(相談員一覧は、別紙のとおり)。

77

問合せ先… 障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX20-5407

福祉団体障がい 者等相談

自分と同じ障がいのある方に相談できる場を設けています。それぞれの障がいに合わせた相談を、当事者同士で気軽にすることができます。(事前に電話で申し込んでください)。

対象	とき	申込先
肢体・聴覚・視覚	毎週月~金曜日(祝日を除く)	福井市身体障害者福祉連合会
・内部障がい	10:00~16:00	Tel • FAX 2 O — 6 O O 7
発達障がい	随時	JDDネット福井
光達牌がい	四吋	Tel 27-7153

成年後見制度 利用支援

成年後見制度とは、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方のために財産管理や契約行為など、権利擁護をはかる制度です。

7

問合せ先・手続き…福井家庭裁判所 匠22-5000

身寄りのない知的障がいもしくは精神障がいのある方で、成年後見制 度の利用が必要と認められる方に対し、必要な費用を補助する「成年 後見制度利用支援」制度があります。

73 問合せ先… 障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX20-5407

ことばの教室

ことばや発達が気がかりである児童の相談や指導を無料で行います。

対 象 者:小学校入学前までの児童

時:月~木曜日 …9時~17時 B

第1・2・3 土曜日…9時~12時

※完全予約制

所:フェニックス・プラザ2階

利用方法:通っている保育園、こども園、幼稚園、こども家庭センタ

一へご相談ください。

73

羽二重ねっと 見えない、見えにくいことでお困りの方・ご家族・支援者どなたでも

お気軽にご相談ください。

7 問合せ先…福井県視覚障がい者支援センターネットワーク

Ta 5 4 - 5 2 8 0 (福井県立盲学校内)

MAIL: mail@habutae-net.jp

手帳

福祉の制度を利用するために必要です。

身体障害者手帳 | 身体に永続的な障がいがあり、「身体障害者障害程度等級表」に該当する と認められる方(「身体障害者福祉法施行規則」別表第5号)

> 障がい程度…1級(重度)~6級(軽度)(重複障がいの場合、各障がい 区分の障がい程度を勘案し認定)

障がい区分…視覚、聴覚または平衡機能、音声機能、言語機能またはそ しゃく機能、肢体不自由(上肢、下肢、体幹)、心臓、じん 臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能障が い、肝臓

申請時期…治療等から一定期間経過後の安定した時期(障がいが固定 した時期)※障がい種別により時期が異なります。

申請方法…写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm、ポラロイド・家庭用プリンター不 可)、身体障害者手帳交付等申請(届出)書、身体障害者診断 書・意見書(身体障害者福祉法第15条に規定する指定医 師)、個人番号カードまたは通知カード

出…転出先の市町村で、身体障害者手帳の転入手続きが必要で 転 す。

変 更 な ど…

変更・再交付・返還	申請・届出に必要なもの
氏名・住所等の変更(市内間)	手帳
手帳の紛失、破損※	写真1枚
障がい程度の変更、追加	手帳、写真1枚、診断書
障がいの完治、死亡	手帳(手帳は返還)

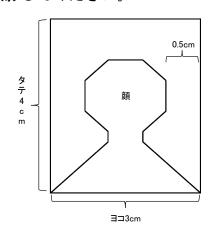
※手帳に貼付された写真が古くなった場合にも、手帳の再 交付が可能です。

77

問合せ先… 障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX20-5407

【写真について】

下記のとおり、写真の顔の右側に0.5cm程度の余白ができるように 撮影してください。



- ·縦4cm×横3cm
- 上半身のもの
- カラー、白黒どちらでも可

療 育 手 帳

心身の発達、日常の生活・行動、知的能力、社会性などさまざまな点か ら診断し、知的障がい児(者)と判定された方

障がい程度···A 1 (最重度)、A 1 (重度)、A 2 (重度、合併障がい) B1 (中度)、B2 (軽度)

申請方法…写真1枚(詳細は5ページ「写真について」を参照)、療育 手帳交付申請書、知的障がい者(児)相談記録表、個人番 号カードまたは通知カード (代理の場合は7ページ参照) ※新規申請には、他に必要書類があるため、お問合せくだ さい。

判 定 機 関…18 歳未満:福井県児童・女性相談所 「私35-1581

18 歳以上:福井県総合福祉相談所 屆24-7311

(「医療費の助成」の判定も併せて行ないます。)

出…転出先の市町村で、療育手帳の転入手続きが必要です。 転

変 更 な ど…

変更・再交付・返還	申請・届出に必要なもの
氏名・住所等の変更(市内間)	手帳
手帳の紛失、破損※	写真1枚
障がい程度の変更	手帳、写真1枚
障がいの完治、死亡	手帳 (手帳は返還)

※手帳に貼付の写真が古くなった場合は、手帳の再交付が可能です。 問合せ先…障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX20-5407

精神障害者保健

福祉手帳

77

精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活お よび社会生活への制約がある方

障がい程度…1級(重度)~3級(軽度)

申請時期…初診日から6か月以上経過している方が対象となります。 申請方法…写真1枚(詳細は5ページ「写真について」参照)、申請

> 書、印鑑(自署の場合は不要)、個人番号カードまたは通 知カード(代理の場合は7ページ参照)、※1診断書、※ 2精神障害年金関係書(障害年金証書、直近の年金振込み 通知書、同意書)、※3特別障害給付金関係書類(資格証 写し、直近の国庫金振込通知書、同意書)

※1~3はいずれかが必要です。

出…転出先の市町村で、精神保健福祉手帳の転入手続きが必要 転 です。

変 更 な ど…

変更・再交付・返還	申請・届出に必要なもの
氏名・住所等の変更(市内間)	手帳
手帳の紛失、破損	写真1枚
障がい程度の変更	手帳、写真1枚、診断書
障がいの完治、死亡	手帳(手帳は返還)

問合せ先…障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX20-5407

【個人番号確認の方法】

本人が申請する場合…原本の提示(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し)

代理人が申請する場合…本人の個人番号確認書類(上記参照)、代理権の確認書類※(戸籍謄本等、委任状、本人の保険証、障がい者手帳、個人番号カード等の原本)同世帯家族が申請する場合は不要です。

【身元確認の方法】

本人が申請する場合…・1点で可能なもの(写真付きのもの):個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、障がい者手帳、在留カード、官公署から発行された書類など

・2点で可能なもの(写真なしのもの):健康保険証、介護保険の被保険者証、年金手帳、官公署から発行された書類など

代理人が申請する場合…上記と同じ

問合せ先…障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX20-5407

難病等の方々に ついて

77

障がい者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められる障がい福祉サービス等の受給が可能です。

対 象 者…障がい福祉サービスの対象疾患による障がいのある方 申請方法…対象疾患に罹患していることがわかる証明書(診断書又は特 定疾患医療受給者証等)、個人番号カードまたは通知カード ※障がい支援区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要 と認められたサービスを利用できることになります。

障がい福祉サービス等…障がい福祉サービス(居宅介護、就労継続支援等)、障害児通所支援(18歳未満)、 相談支援、補装具及び地域生活支援事業(移動支援、日常生活用具等)

お問合せ先…障がい福祉課 TEL20-5435 FAX20-5407

医療

医療費の助成など

重度障がい者 (児)医療費 等の助成

> 身体 △ 療育 △

> 精神

重度障がい者(児)の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、保険診療として認められる医療全般を対象に自己負担額(高額療養費(10頁参照)等の健康保険から支給される分を除く。)を助成します。高校3年生(18歳に到達する年度末)までの子どもについては、窓口での医療費の支払いが無料です。なお、精神障がい者については通院医療のみが対象となります。

対 象 者…

身体障がい者=身体障害者手帳の1級~3級(3級は所得制限あり) 知的障がい者=療育手帳のA、Bの一部(Bは所得制限あり) 精神障がい者=精神障害者保健福祉手帳の1・2級かつ自立支援医療 (精神通院医療)受給者(所得制限あり)

申請方法…身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、 自立支援医療受給者証(精神通院)、加入医療保険の情報がわ かるもの(健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ 等)、預金通帳、個人番号カードまたは通知カード ※申請には、自署又は記名押印が必要です。

助成開始…申請月の翌月1日から助成対象となります。

受給者証…申請月の月末に、受給者あてに「重度障害者医療費等受給者証」 を郵送します(受給者証の裏面の注意事項をよくお読みくださ い)。

資格更新…毎年7月末に所得等を見直し、受給資格更新を行います。

助成手続…1. 県内=「重度障害者医療費等受給者証」を各医療機関等に提示

- 2. 県外=「重度障害者(児)医療費等助成申請書」、領収書を提出。 出。
- 3. 加療装具=「重度障害者(児)医療費等助成申請書」、 領収書、装具装着証明書写を提出
- ※各申請書には、自署又は記名押印が必要です。
- ※診療日の翌月から1年を経過したものは、助成の対象外となります

制 限…生活保護を受けている方

変更・再交付・返還	申請・届出に必要なもの
氏名・住所・障がい程度の変更	手帳、受給者証
受給者証の紛失、破損	受給者証
加入医療保険・振込口座の変更	受給者証、保険情報のわかるもの、預金通帳
障がい者の死亡	受給者証、相続人の預金通帳
転出・治癒・生活保護開始	受給者証、保護決定通知書等

7

問合せ先…障がい福祉課 TEL20-5435 FAX20-5407

後期高齢者医療 制度の加入 について

> 身体 △ 療育 △

精神 △

73

下記の手帳をもつ65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入することができます(選択制)。それ以外の方は、75歳から後期高齢者医療制度の対象となります。

対 象 者…身体障がい者=1~3級、下肢4級の1·3·4号、音声・言語・そしゃく4級 知的障がい者=A1·A2 精神障がい者=1・2級 障害年金受給者=1・2級

問合せ先…保険年金課 Tel 20-5383 FAX20-5747

自立支援医療に ついて 心身の障がいを軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します(原則として1割が自己負担となります)。また、世帯所得に応じて1ヵ月あたりの上限額が決められています。世帯の範囲は、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

① 更生医療の給付

身体 △

身体障がい者の障がいを軽減したり、回復させたりする手術等(下表)、 身体障がい者の更生に必要な医療を指定医療機関にて行います。事前申 請が必要です。

対 象 者… 1 8歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、手術等の治療 により確実な治療効果が期待できる方のうち、福井県総合福祉相 談所の判定により、必要と認めれられた方

申請方法…身体障害者手帳、心電図(心臓手術の場合)、加入医療保険の情報がわかるもの(健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証)、特定疾病療養受領証の情報がわかるもの(人工透析の場合)、各種年金証書とその振込額がわかるもの、自立支援医療内容意見書

※申請には自署又は記名押印が必要です。

※加入医療保険や特定疾病療養受領証の情報をマイナ保険証 で確認する場合は、4ケタの暗証番号が必要です。

② 育成医療の給付 身体 Δ

保護者が福井市に住所を有し、対象者が18歳未満の方が対象。事前申 請が必要です。

対 象 者…18歳未満の児童で、手術等の治療により確実な治療効果が期待できる方

申請方法…更生医療と同じ(ただし、身体障害者手帳の有無は問いません。)

更生医療・育成医療の対象(例) 祖覚 角膜移植術、水晶体摘出術、虹彩切除術、網膜剥離術 聴覚 形成術、穿孔閉鎖術、人工内耳 言語 形成術、薬物、暗示療法による治療 肢体 理学、作業療法、関節授動術、関節形成術、人工関節置換術、切断端形成術 心臓 心房、心室中隔欠損閉鎖による手術、弁置換術、ペースメーカー埋め込み術および電池交換術 腎臓 人工透析療法、抗免疫療法、腎移植術 小腸 中心静脈栄養法 免疫 抗HIV療法、免疫調整療法等 肝臓 肝臓移植術、抗免疫療法

③ 精神通院医療の給付 対

精神

対 象…精神疾患で通院している方

有効期間…1年(有効期間終了3ヵ月前から更新申請可能です。)

申請に必要なもの

- 1. 申請書
- 2. 診断書(精神通院医療用、新規以降は2年に1度の提出)
- 3. 加入医療保険の情報がわかるもの(健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証)
- 4. 世帯の所得等を確認する書類
 - ・年金証書(老齢年金を除く)と年金振込み通知書または通帳 (市民税非課税世帯の方のみ)
 - ・市民税の課税状況がわかる資料(転入されてこられた方のみ) 市民税課税証明書など
- 5. 同意書
- 6. 印鑑(自署の場合は不要)
- 7. 個人番号カードまたは通知カード
- 8. 更新の場合は、現在使用中の自立支援受給者証(精神通院)

7

問合せ先…障がい福祉課 Tel20-5435 FAX20-5407

高額療養費

〇高額療養費

同じ月内に医療費の自己負担額が限度額を超えた場合や、同じ世帯内で同じ月内に負担が複数生じ合算して限度額を超えた場合、申請により、限度額を超えた分があとから払い戻されます。

○限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の交付

医療機関に認定証を提示することで、窓口での支払い(保険適用分)が 自己負担限度額までになったり、入院時の食事代が減額されたりしま す。認定証の交付を受けるには、加入している医療保険に申請します。 (マイナンバーカードを保険証として使用する場合には、認定証の役 割も果たします。)

〇高額療養費資金の貸付

入院などにより高額な自己負担があり、その支払いに困っている方 に、高額療養費の範囲内で資金を貸付する制度です。

○特定疾病に係る高額療養費の特例

【対象疾患】

- 1. 人工透析が必要な慢性腎不全
- 2. 先天性血液凝固8因子障がいまたは先天性血液凝固9因子障がい
- 3. 血液凝固因子製剤の投与に起因する後天性免疫不全症候群(厚生労働大臣の定めるものに限る)

否

問合せ先…加入している医療保険

保険年金課	Tel 20-5383	FAX20-5747
福井県後期高齢者医療広域連合	Tel 54-6330	FAX52-5720
全国健康保险協会福井支部	Tel 27-8300	FAX27-8306 等

その他の医療費の助成

- 〇特定医療費(指定難病)の医療費助成
- 〇小児慢性特定疾病医療費の助成
- **7**

問合せ先…福井市保健所 地域保健課保健支援係

Tel 33-5185 FAX33-5473

〇産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

問合せ先…公益財団法人日本医療機能評価機構

産科医療補償制度専用コールセンターFL0120-330-637 受付時間:午前9時~午後5時(土日祝日・年末年始を除く)

〇ひとり親家庭等医療費等の助成

児童の父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にあると認められた場合、父又は母及び児童の医療費の保険診療分を助成します。 対象者・受給要件の事前確認が必要ですのでお問合せください。

手当

在宅生活の経済的支援

重症心身 障害児(者) 福祉手当

> 身体 △ 療育|△

対 象 者…身体障がい者=身体障害者手帳の2級以上 知的障がい者=療育手帳のAおよびBの一部

- ・福祉施設に入所していないこと (老人保健施設を除く)
- ・障害年金等(労災を含む)、障害児福祉手当、特別障害者手 当を受給していないこと
- ・前年の所得(1~6月中に申請されたものについては前々年 の所得)が所得制限額以内であること

支 給 額…月額 3,000円(申請月の翌月から)

支給方法…3月、9月に口座振込(月末)

申請方法…身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、預金通帳、各種年金証 書、個人番号カードまたは通知カード

現況報告…毎年6~7月頃に現況届を提出していただきます。

問合せ先…障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX20-5407

障害児福祉手当 (20歳未満)

77

|対 象 者…精神または身体の重度障がいのため日常生活が著しく制限さ れ、常時介護を必要とすると認定された20歳未満の方

- ・福祉施設に入所していないこと
- ・前年の所得(1~6月中に申請されたものについては前々年 の所得)が所得制限額以内であること

支 給 額…月額 16, 100円

支給方法…2月、5月、8月、11月に口座振込(10日)

現況報告…毎年8月頃に現況届を提出していただきます。

認定請求に必要なもの

- 1. 障害児福祉手当認定請求書
- 2. 障害児福祉手当認定診断書

(障害者手帳の内容により省略できる場合があります)

- 3. お持ちの方は、身体障害者手帳または療育手帳
- 4. 障害児福祉手当所得状況届
- 5. 本人名義の通帳
- 6. 個人番号カードまたは通知カード

※20歳に到達されますと、障害基礎年金が支給される場合があります。障害基礎年金を受け取るため には、年金の請求手続きが必要ですので、詳しくは保険年金課(20-5476)にご相談ください。

否

問合せ先…障がい福祉課 TEL20-5435 FAX20-5407

特別障害者手当 (20歳以上)

- 対 象 者…精神または身体の重複する重度障がいや、単一の重度障がいで あって日常生活が著しく制限され、常時特別な介護を必要とす ると認定された20歳以上の方
 - ・福祉施設に入所していないこと
 - 病院または老人保健施設等に3ヵ月を超えて継続入院または 入所していないこと

・前年の所得(1~6月中に申請されたものについては前々年 の所得)が所得制限額以内であること

支 給 額…月額 29,590円

支給方法…2月、5月、8月、11月に口座振込(10日)

現況報告…毎年8月頃に現況届を提出していただきます。

認定請求に必要なもの

- 1. 特別障害者手当認定請求書
- 2. 特別障害者手当認定診断書

(障害者手帳の内容により省略できる場合があります)

- 3. お持ちの方は、身体障害者手帳または療育手帳
- 4. 特別障害者手当所得状況届
- 5. 本人名義の通帳、印鑑
- 6. 各種年金証書とその振込額のわかるもの
- 7. 個人番号カードまたは通知カード

↑ 問合せ先…障がい福祉課 TL20-5435 FAX20-5407

特別児童扶養 手当

- 対 象 者…精神または身体に中程度以上の障がいがあると認定された児童 (20歳未満)を監護する父または母もしくは父母にかわって 児童を養育している方(県認定)
 - ・福祉施設に入所していないこと
 - ・前年の所得(1~6月中に申請されたものについては前々年の所得)が所得制限額以内であること

支給額…月額 1級 56, 800円

2級 37, 830円

※1級・2級は手帳の級とは関係ありません。

支給方法…4月、8月、11月に口座振込(11日)

現況報告…毎年8月頃に所得状況届を提出していただきます。

認定請求に必要なもの

- 1. 特別児童扶養手当認定請求書
- 2. 特別児童扶養手当認定診断書

(障害者手帳の内容により省略できる場合があります)

- 3. お持ちの方は、身体障害者手帳または療育手帳
- 4. 特別児童扶養手当振込先口座申出書
- 5. 保護者名義の通帳、印鑑
- 6. 個人番号カードまたは通知カード

※20歳に到達されますと、障害基礎年金が支給される場合があります。障害基礎年金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要ですので、詳しくは保険年金課(20-5476)にご相談ください。

77

問合せ先… 障がい福祉課 La 20-5435 FAX20-5407

経過措置福祉 手当

対象者…20歳以上で、昭和61年3月31日まで福祉手当を受給していた方のうち、昭和61年4月1日以降に障害基礎年金、特別障害者手当等を受給できない方(新たな申請はできません)

- ・福祉施設に入所していないこと
- ・前年の所得が所得制限額以内であること

支 給 額…月額 16, 100円

支給方法…2月、5月、8月、11月に口座振込(10日)

現況報告…毎年8月頃に現況届を提出していただきます。

転 入 者…身体障害者手帳または療育手帳、預金通帳、受給していたこと がわかる書類、個人番号カードまたは通知カード

問合せ先…障がい福祉課 №20-5435 FAX20-5407

児童扶養手当

児童の父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にあると認められた場合、父又は母に手当が支給されます。

対象者・受給要件の事前確認が必要ですのでお問合せください。

では、では、では、では、では、できます。
では、できまり、できまり、
では、できまり、
では、できま

年金

障害年金等の紹介

障害年金

「 障害基礎年金 〕

│ 障害厚生年金 │ │ 障害共済年金 │ 年金に加入している人が、ケガや病気で障がいが残ったとき、障害年金が 支給されることがあります。

○障害基礎年金の場合(次の要件をすべて満たしていること)

- 受給要件…1. 初診日において、国民年金の被保険者であることまたは2 0歳前や60歳以上65歳未満(何の年金にも加入していない期間)で、日本国内に住所を有していること
 - 2. <u>初診日から1年6ヵ月を経過した日(障害認定日)</u>において、一定程度の障がいの状態にあること(初診日が20歳前にある場合で、初診日から1年6ヵ月経過した日が20歳前の場合は、20歳到達日が障害認定日となります)
 - 3. 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の保険料を納めた期間(免除期間含む)があることなど

その他…障害年金は、障害認定日から請求することができます。

障害年金を請求するためには初診日を確定する必要があります。 初診時の診断書(写)や通院記録等が参考資料となることがあり ますので、保存しておいてください。

初診日において加入していた年金制度により相談窓口が異なり ます。厚生年金や共済年金についてはそれぞれの問合せ先にお問 い合わせください。

77

問合せ先…障害基礎年金について

保険年金課 TEL 2 0 − 5 4 7 6 FAX 2 0 − 5 7 4 7 障害厚生年金について(初診日において厚生年金に加入していた場合) 福井年金事務所 TEL 2 3 − 4 5 1 8 (音声案内後①→②)

FAX 2 7 - 0 1 3 3

※ダイヤル後、音声案内に従って①番を選び、続けて②番を選んでく ださい。

障害共済年金について(初診日において共済年金に加入していた場合) 各共済組合へお問い合わせください。

特別障害 給付金制度 国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方について、福祉的措置として「特別障害給付金制度」があります。

- 受給要件…1. 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
 - 2. 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生 年金・共済組合の加入者だった方の配偶者
 - 3. 上記1、2のいずれかに該当し、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の1級、2級相当の障がいの状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当し請求された方に限る。

その他…障害年金を受給することが出来る方は対象になりません。

受付は市役所でもできますが、審査、認定、支給事務は日本年金 機構が行います。

77

※ダイヤル後、音声案内に従って①番を選び、続けて②番を選んでください。

保険年金課 LL20-5476 FAX20-5747

障害者扶養 共済制度 障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡・重度障害)があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

73

問合せ先…福井県障がい福祉課 EL20-0338 FAX20-0639 申請窓口…福井市障がい福祉課 TEL20-5435 FAX20-5407

障害福祉サービス

「介護給付」日常生活に必要な支援を受けられるもの

「訓練等給付」自立した生活に必要な知識や技術を身につけるもの

「訪問系サービス」家庭などで利用できるもの

「日中活動系サービス」入所施設などで昼間に利用できるもの

「居住系サービス」施設に入所して利用できるもの

「障害児通所支援」障がい児が利用できるもの

障害福祉サービスを利用する方は「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」の作成が必要となります。

また、地域生活への移行のための支援や、地域生活を定着させるための支援もあります。

利用のしかた

1. 計画作成の 依頼

「指定特定・指定障害児相談支援事業者」^{※1}と契約し、サービス等利用計画の作成を依頼します。

2. 福祉サービス 利用の申請 市役所に「福祉サービス利用申請書」を提出します。申請には、個人番号カードまたは通知カードが必要です。

3. 調査※2

申請を受け、現在の生活や障がいの状況についての調査(アセスメント)が行われます。

4. 判定※2

調査の結果をもとに市の審査会で審査・判定が行われ、どの程度サービスが必要な状態か(障害支援区分)を決定します。

5. サービス 等利用 計画の提出 作成したサービス 等利用計画 を「指定特定・指定障害児相談支援事業者」が市に提出します。

6. 認定·交付

障害支援区分 やサービス 等利用計画 をもとに、サービスの 支給量などが決まり、受給者証 **3が交付されます。

7. 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

8. サービス 利用

サービスの利用を開始します。※4

9. モニタリング

サービス等の利用状況の確認と計画の見直しのため、「指定特定・指定障害児相談支援事業者」が実施します。

- ※1 「指定特定・指定障害児相談支援事業者」では、障害福祉サービスの利用や、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。(別紙一覧)
- ※2 障がい児は、「調査」「判定」はありません。
- ※3 サービスの支給量や負担額などの情報が記載されていますので大切に扱いましょう。
- ※4 障害福祉サービス等の支給を申請した日から支給決定日の前日までの間に障害福祉サービス等を利用する場合の利用料の助成(特例介護給付費等)が受けられる場合があります。必ず事前に福井市障がい福祉課へご相談ください。

計画相談支援・ 障害児相談支援

障がいのある人に必要なサービスを適切に組み合わせて利用していただくため、一人ひとりにあわせた「サービス等利用計画」・「障害児支援利用計画」の作成を行います。サービス等利用計画は、「指定特定相談支援事業所」及び「指定障害児相談支援事業所」(別紙一覧)の相談支援専門員が作成します。自己負担はありません。

サービスを利用 したときにかか る費用 サービス利用額は原則1割の負担です。ただし、所得に応じて上限が決められています。

非課税世帯、生活保護者は利用料が無料です。

障がい児通所支援は一部軽減措置があります。

※世帯員の構成等、世帯の状況に変更があった場合等は、申請により 変更ができる場合があります。

7

問合せ先…障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX20-5407

訪問系サービス│在宅で訪問を受けたり、通所等で利用するサービスです。

サービスの名称	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの 介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行 います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する とき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
重度障がい者等包 括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に は、居住介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な巡回訪問や随時の対応 等により、適時のタイミングで適切な支援を行います。

日中活動系サービス│施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

サービスの名称	内容
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で訓練機能や療養上 の管理、看護、介護や世話をします。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の 活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した 障がい者に対して、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために 連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
就労選択支援 (令和7年10月~)	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法 を活用して、本人の希望、就労能力や適正等に合った選択を支援します。

居住系サービス	入所施設で住まいの場におけるサービスを行います。
サービスの名称	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助をします。なお、重度化・高齢化によって日中活動サービスの利用が困難な障がい者を対象に昼夜を通じて支援を行う「日中サービス支援型」のグループホームもあります。(平成30年4月~)
障害児通所支援	障がいのある児童に、通所により日常生活における支援や療育を行います (障がい福祉サービスのうち訪問系サービスは児童も利用できます。)。
サービスの名称	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に、必要な療育支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な未就学の障がい児に対し、居宅を訪問して必要な療育支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がい児に、その保育所などにおいて専門的な支援その他必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス	幼稚園および大学を除く学校に就学している障がい児に対し、放課後や学校の 休業日に支援を行います。
障がい児の施設 入所	障がいのある児童に、施設に入所しながら入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。 申請先…福井県児童・女性相談所 福井市木田3-701 EL35-1581 FAX35-1582
地域生活支援事業	地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に、地域や利用者の事情に応じて、障がい者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行っています。
主な事業	内容
地域活動支援 センター(※)	障がいのある人の社会との交流の促進など日中の活動を支援するため、通所 による創作的活動やレクリエーション活動等の機会を提供します。
移動支援事業	地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がいのある方について外出のための支援を行います。ヘルパーを派遣し、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。
日中一時支援事業	障がいのある人(児童を含む)の日中における活動の場の確保や、家族の就 労支援や休息を目的として、日中預かりや放課後・長期休暇等の預かりを実 施しています。
訪問入浴サービス 事業	重度の障がいがある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。 在宅・通所を含め、他の入浴サービスの利用が困難な方等、対象となる要件 がありますので事前にご相談ください。

※【地域活動支援センター】

事業所名	住所及び電話番号	開設時間	主な対象	主な活動	
地域活動支援センター わいわい	光陽2丁目17-25 デセンター わいわい		身体障がい	・白杖歩行訓練 ・外出体験 など	
プロース/10 JJ J J J J J J J J J J J J J J J J J	23-3344	9:00~17:00			
地域活動支援センター プラザあけぼの	河水町5-1-1	月·火·木~土曜日	知的障がい	•作業体験	
地域活動文援センター フラザめけはの	52-5575	9:00~17:00		・入浴支援 など	
地域活動支援センター ちかつ・やわらぎ	下六条町217番4六条厚生会1階	月、火、木~土曜日	精神障がい	・作業体験 ・接客体験 など ・日常生活のスキル向	
16以后到又版 ピングー つが、フ・ピイノのご	43-3577	10:00~18:00	作りて出ったり、		
地域活動支援センター ラルゴ	志比口2丁目11番13号	月~金曜日 9:00~17:00	発達障がい		
	支援センター ラルゴ 97-5747		(ひきこもり)	上 ・就労支援 など	

補装具等

日常生活を容易に行動するために

補装具の

身体の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを

交付・借 | 容易にする用具を交付(借受け・修理)します。

受け・修

玾

対 象 者…身体障がい者、難病患者等=下表の障がい区分の方

申請方法…事前申請が必要です。必ず購入・借受け・修理する前にご相談ください。

自己負担…1割(所得により負担上限額が異なります)

身体 △ 難病 △

交付制限…1. 介護保険優先(原則として)

- 2. 施設入所中(施設に備付けの補装具を使用してください)
- 3. 病院入院中(病院に備付けの補装具を使用してください) 入院中でも退院が内定した場合、「退院見込み証明書」を添 付すれば申請することができます。
- 4. 所得制限があり、補助を受けられない場合があります。

特記事項…1. 申請には個人番号カードまたは通知カードが必要です。

- 2. 意見書や判定が必要な場合があります。
- 3. 交付した補装具には耐用年数があります。
- 4. 耐用年数内での再交付には「修理不可能証明書」が必要です。

77

問合せ先…障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX20-5407

障がい区分		補装具	耐用年数	介護保険優先
10 W	視覚障がい者 用安全つえ	普通用・携帯用	2~5	
視 覚	義 眼		2	
	眼 鏡	矯正・遮光・弱視、コンタクトレンズ	4	
聴覚	補聴器	高度難聴・重度難聴・耳あな型・骨導式	5	
驱 兌	人工内耳用音声	信号処理装置修理	_	
肢体・言語	重度障害者	文字等表本でも大井の大井の大井	5	
放1本 ■ 言語	意志伝達装置	文字等走査入力方式・生体現象方式 意志伝達装置		
	義 肢	殻・骨格構造	1~5	
	装 具	下肢・靴型・体幹・上肢	1~3	
	姿勢保持装置		3	
	車いす	普通型・前方大車輪型・片手駆動型・ レバー駆動型・手押し型	6	0
肢体	電動車いす	普通型・手動兼用型	6	0
	車載用姿勢保持装置		3	
	步行器	四輪型·三輪型·二輪型·交互型·固定型	5	0
	歩行補助つえ	松葉づえ・プラットホーム杖・	2~4	0
	少り預めした	多点杖・カナディアン・ロフストランド	2.54	
18歳未満の∂	起立保持具		3	
排便補助具			2	

日常生活 用具の給 在宅の重度障がい者の日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活用具の給付を行います。

付

身体 △

療育 Δ 難病 Δ 対象者…身体障がい者、知的障がい者、難病患者等(用具によって、対象となる方が決まっています。詳しくは、下表を参照)

※複数障がいをお持ちの方はご相談ください。

申請方法…購入する前に必要書類を提出してください。

自己負担…1割(所得により負担上限額が異なります。)

給付制限…1. 介護保険優先

- 2. 施設入所中
- 3. 病院入院中

↓ 入院中でも退院が内定した場合、「退院見込み証明書」を添けます。↓ 付すれば申請することができます。

4. 所得制限があり、補助を受けられない場合があります。

特記事項…給付した日常生活用具には耐用年数があります。

77

問合せ先…障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX20-5407

7

章がい区分	用具	程度	備考	年 齢	耐用 年数	介護仍 険優労
	屋内信号装置	1,2級	聴覚障がい者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯	18歳以上	1 0	
聴覚	聴覚障がい者用通信 装置		べい者又は発声・言語に著 いを有するもの	学齢児以上	5	
	文字放送デコーダー		聴覚障がい者		6	
	人工内耳用電池※		人工内耳装用者(児)			
肢体	携帯用会話補助装置		音声言語又は肢体不自由	学齢児以上	5	
言語	人工喉頭 ※	3級	咽頭摘出者		5	
平衡	移動・移乗支援用具		 平衡、下肢、体幹	3歳以上	8	0
肢体	T字状・棒状の杖				3	
	便器	1,2級	下肢又は体幹	学齢児以上	8	0
	特殊寝台	1,2級	下肢又は体幹	18歳以上	8	0
	特殊尿器	1級	下肢又は体幹	18歳以上	5	0
	入浴担架	1,2級	下肢又は体幹	3歳以上	5	0
	体位変換器	1,2級	下肢又は体幹	学齢児以上	5	0
肢体	入浴補助用具		下肢又は体幹	3歳以上	8	0
	移動用リフト	1,2級	下肢又は体幹	3歳以上	4	0
	訓練ベッド	1,2級	下肢又は体幹	学齢児以上 18歳未満	8	
	訓練イス	1,2級	下肢又は体幹	3歳以上 18歳未満	5	
		1,2級	上肢	学齢児以上		
	特殊便器	Α		学齢児以上	8	
肢体		1級	下肢又は体幹	18歳以上	5	0
知的	特殊マット		下肢又は体幹	3歳以上 18歳未満	5	
		A		3歳以上	5	
 じん臓		3級以上	CAPDによる透析療法	3歳以上		
C 7 O IIII-50	ネブライザー	3級以上	呼吸器又は肢体3級以上 又は同等のもの		5	
呼吸器	電気式たん吸引器	3級以上	呼吸器又は肢体3級以上 又は同等のもの		5	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険 行うもの) 食における住宅酸素療法を)	18歳以上	1 0	
	火災報知器	1,2級	障がい者のみの世帯及び 準ずる世帯		8	
身体	THE THE PERSON AND TH	Α	障がい者のみの世帯及び これに準ずる世帯			
知的	自動消火器	1,2級	障がい者のみの世帯及び 準ずる世帯		8	
		Α	障がい者のみの世帯及び これに準ずる世帯			
知的		Α	頻繁に転倒する者		3	
精神	│ ─頭部保護帽 ※		頻繁に転倒する者			
平衡 肢体	STATE STATE AND		平衡・下肢・体幹		3	

障がい区分	用具	程度	備考	年齢	耐用 年数	介護保 険優先
ぼうこう 直腸	ストマ用装具 ※		消化器系・尿路系			
紙おむつ の支給※			病度の排便・排尿機能障がし 養者することが困難な方(3		運動機能	障がいか
収尿器の支 給※	対象は高度の排尿機能	障がい者	Ť			
	特殊寝台				8	0
	特殊マット		寝たきりの状態にある者		5	0
	体位変換器				5	0
	特殊尿器		自力で排尿できない者		5	0
	移動用リフト		下肢または体幹機能に障		4	0
		がいがある者		8		
	入浴補助用具		入浴に介助を要する者		8	0
難病	便器		常時介護を要する者		8	0
	移動・移乗支援用具		下肢が不自由な者		8	0
	特殊便器		上肢機能に障がいがある者		8	
	自動消火器		火災発生の感知及び避難 が著しく困難な難病患者 等のみの世帯及びこれに 準ずる世帯		8	
	ネブライザー		呼吸器機能に障がいのあ		5	
	電気式たん吸引器		る者		5	
呼吸器• 難病等	 動脈血中酸素飽和度測 	定器	人工呼吸器の装着が必要 な者		5	
	正弦波インバーター発電	遺機			5	
	ポータブル電源(蓄電地)	生命・身体機能の維持に		5	
	DC/ACインバーター (カーインバーター)		一必要な医療機器のうち、電源を必要とする医療機器を 順を必要とする医療機器を 」使用する医療的ケアが必 要な者		5	
	外部バッテリー(人工呼	吸器用)			5	
	外部バッテリー(その他	幾器用)			5	

※施設入所中、病院入院中の方でも対象となります。

その他…在宅で生活している小児慢性特定疾患の患者にも、日常生活用具の 給付があります。

お問合せ先…障がい福祉課 №20-5435 FAX20-5407

車椅子の 貸出

車椅子の利用を希望する方へ、必要に応じて車椅子を貸し出します。

申請方法…印鑑(福井市社会福祉協議会)

自己負担…無料

貸出期間…1ヶ月以内(福井市社会福祉協議会)

2週間以内(福井県社会福祉協議会)

貸出制限…数に限りがありますので、あらかじめ電話予約してください。 原則、一時利用に限ります。 **7**7

問合せ先…福井市社会福祉協議会 FL26-1853 FAX26-9109 福井県社会福祉協議会 Ta24-2339 FAX24-8941

介護保険

40歳以上で、要介護・要支援の認定を受けた方は、介護給付、予防給付 が受けられます(ただし、40歳から64歳までの認定は、次の16疾病 によります)。

【特定疾病】

1. がん ※1	10. 早老症
2. 関節リウマチ	11. 多系統萎縮症
3. 筋萎縮性側索硬化症	12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎
4. 後縦靭帯骨化症	症及び糖尿病性網膜症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症	13. 脳血管疾患
6. 初老期における認知症	14. 閉塞性動脈硬化症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基	15. 慢性閉塞性肺疾患
底核変性症及びパーキンソン病	16. 両側の膝関節または股関節に著
8. 脊髄小脳変性症	しい変形を伴う変形性関節症
9. 脊柱管狭窄症	

※1 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至 ったものに限ります。

なお、障がい者施策と介護保険制度で共通する在宅介護サービスについて は、原則として介護保険から給付を受けることになります。

| 問合せ先…介護保険課 | Tel 20-5715 | FAX20-5766

住宅

住宅の改造など

重度身体障がい 者住宅改造事業 補助

身体│△

在宅の重度身体障がい者が、日常生活に著しく障がいがあるため、住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成します。

対象者…身体障がい者(視覚・上肢・下肢・体幹・移動の2級以上)

※複数の障がいをお持ちの方は、助成の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

(例)上肢3級、下肢3級で2級の身体障害者手帳をお持ちの方 等助成限度額…80万円(改造費の8割を助成)

※ただし、下記「住宅改修費給付事業」の対象者及び介護保険制度の要介護、要支援の認定を受けた方は60万円

内 容…段差解消、手すりの取付、洋式便器等への取替、扉の取替等申請に必要なもの…身体障害者手帳、改造費見積書、改造前(現状の) 住宅写真、個人番号カードまたは通知カード、世帯 全員の所得証明書(転入された方のみ)

助成制限…1. 当該住宅につき1回限り

- 2. 所得制限あり
- 3. 入院または施設入居者は対象外 入院中でも退院が内定した場合、「退院見込み証明書」 を添付すれば申請することができます。
- 4. 新築または増築は対象外

※必ず工事着手前にご申請ください。(着手後の申請は対象外)

※介護保険対象の方は介護保険優先

問合せ先···障がい福祉課 №20-5435 FAX20-5407

住宅改修費 給付事業 (日常生活用具 給付事業の

「居宅生活動作 補助用具」のこ と)

身体 △ 難病 △

を助成します。 対象者…身体障がい者=下肢、体幹、移動の3級以上 難病患者等=下肢または体幹に障がいがあるもの ※複数障がいをお持ちの方はご相談ください。

内 容…段差解消、手すりの取付、洋式便所等への取替、扉の取替等の 修繕の工事

在宅の重度身体障がい者が、日常生活を営むのに著しい支障があるため

に、段差解消等比較的小規模な住宅改修を行う場合に、その費用の一部

助成限度額…20万円(1割自己負担)※所得により上限額が異なります。 申請に必要なもの・助成制限…重度身体障がい者住宅改造事業と同じ ※介護保険対象の方は介護保険優先

問合せ先…障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX20-5407

市営住宅

77

否

段差解消など障壁のない市営住宅の整備を進めています。 問合せ先…市営住宅課 Tel 20-5570 FAX20-5573

福井県福祉の まちづくり条例 福井県では「福祉のまちづくり条例」を制定し、障がい者や高齢者等を含むすべての人が、自らの意思で自由に行動し、社会に参加し、交流することが出来るよう、活動を制限している障壁を取り除くことに取組んでいます。

移動に関する支援

交通機関の割引、自動車に関する助成等

タクシー利用 助成事業

身体 △ 療育 △

精神 △

在宅の重度身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者がタクシーを利用 する場合、初乗基本料金を助成する乗車券を交付します。

対 象 者…身体障がい者=1級、下肢・体幹・視覚の障がいを含む2級 知的障がい者=A1、A2 精神障がい者=1級、2級

- ・自動車の運転ができない方
- ・病院・施設に入院・入所していない方

助成内容…初乗基本料金を助成する乗車券を月3枚の割合で交付します。

※タクシー乗車1回につき、乗車券1枚のみ利用可能です。

※身体障害者手帳、療育手帳提示による10%割引と併用できます。 申請方法…身体障害者手帳又は療育手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳

※紛失・破損や使い切った場合でも年度内に再交付はできません。

※毎年2月頃に現況届をご提出いただくことで、4月に新年度の「福井市タクシー利用助成券」を交付します。

有効期間…毎年4月1日~翌年3月31日

※なお、上記の助成対象にならない方や辞退により申請されなかった 方で、後に状況が変わり助成対象となった場合や辞退後あとで交付 を希望する方は、新たに申請して下さい。

77

手続き・問合せ先…障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX20-5407

身体・知的・精神障がい者の交通機関の割引

身体

療育 ○

精神 △

交通機関… 1. JR(普通・回数乗車券・急行券) 50%割引 第1種=障がい者及び介護者(単独乗車の場合は第2種扱い) 第2種=障がい者(片道100km以上乗車する場合に限る) ※回数乗車券・急行券については、第1種障がい者が介護 者と共に乗車する場合に割引になります。

※特急・グリーン車・寝台車乗車券は割引対象外です。

- 2. 鉄道 (えちぜん鉄道、福井鉄道、ハピラインふくい)
 - ・単独乗車 普通乗車券、回数乗車券を50%割引
 - ・介護者と共に乗車

第1種=普通乗車券、回数乗車券、定期乗車券を50%割引 ※定期乗車券について介護者は通勤定期券のみ

(えちぜん鉄道、福井鉄道)

第2種=定期乗車券(12才未満本人と介護者)を50%割引

詳しくは、各鉄道会社の窓口へお問い合わせください。

- 3. 路線バス (京福バス、福井鉄道、大和交通)
 - ・単独乗車 普通運賃を50%割引、定期券を30%割引
 - ・本人が介護者と共に乗車

第1種=普通運賃、回数券50%割引、定期券30%割引 第2種=定期券(12才未満本人と介護者)を30%割引 ※介護者は通勤定期のみ

- 4. タクシー(タクシーにより異なる) 10%割引 ※ただし、精神障がいの方は割引対象外
- 5. 航空運賃…障がい者及び介護者1名まで対象(国内線に限る) ※ただし、航空会社により異なる
- 6. フェリー 50%割引 ※ただし、船会社により異なる 事業者により、取り扱いが異なる場合がありますので、詳細は各事業者 にお問い合わせください。

申請方法…身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を切符 購入時に提示してください。また、乗車·乗船·搭乗時には必ず 手帳を携帯してください。

7

えちぜん鉄道(お客様相談室)	Tel 0120-840-508	FAX0776-52-8855
福井鉄道電車(鉄道部)	Tel0778-21-0706	FAX0778-21-0704
ハピラインふくい	Tel 0776-20-0294	FAX0776-20-2303
福井鉄道バス(自動車部)	Tel 0778-21-0702	FAX0778-21-0704
京福バス(経営推進室)	Tel 0776-57-7700	FAX0776-57-7702
大和交通	Tel 0770-56-3333	FAX0770-56-1061

駐車禁止除外指定

身体障がい者等が現に使用中の車両については、公安委員会の駐車禁止の 規制の対象から除外されます。その適用を受けるためには、あらかじめ除 外標章の交付を受ける必要があります。詳しくは、住所地を管轄する警察 署又は福井県警察本部交通規制課にお問合せ下さい。



問合せ先…	·福井警察署	Tel 5 2 - 0 1 1 0	FAX 5 2 - 0 1 1 1
	福井南警察署	Tel 3 4 - 0 1 1 0	FAX 3 4 - 4 0 9 1
	福井県警察本部	Tel 2 2 - 2 8 8 0	

有料道路通行料 金の割引

身体 △ 療育 △

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用している障がいのある方に料金の割引をすることにより、障がいのある方の自立と社会経済活動への参加を支援します。

対 象 者…第1種の身体障がい者:障がい者又は介護者が運転する場合 第2種の身体障がい者:障がい者が運転する場合

第1種の知的障がい者:介護者が運転する場合

割 引…50%割引

申請方法…事前に登録をします。

1 車両を登録する場合 ※車検証等については、原本をお持ちください。(コピー不可)

① ETC を利用しない場合 身体障害者手帳または療育手帳

運転免許証(障がい者本人が運転する場合) 車検証(支払済の場合、所有者名は個人名義に限る) 自動車検査証記録事項(車検証に所有者名が 記載されていない場合)

契約書(長期リース、割賦払いの場合)

② ETC を利用する場合 上記のものに加え

ETCカード: 18歳以上一障がい者本人名義 18歳未満一親権者または後見人名義

ETC車載器セットアップ申込書・証明書 (後日郵便でETC利用可能な日の通知が届きます)

2 車両を登録しない場合 身体障害者手帳または療育手帳 運転免許証(障がい者本人が運転する場合)

有効期限…登録申請後の2回目の誕生日まで

※手帳に有効期限がある場合は、手帳の有効期限とどちらか短いものまで

更新手続…有効期限の2ヵ月前から、更新の手続ができます。

変更手続…登録内容に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。

- 制 限…ETCノンストップ走行ができるのは、車両登録をした1台の みで個人名義のものに限ります。
- 注 意…有料道路を利用する際は、必ず障害者手帳を携行して下さい。 登録した車両以外で障がい者割引をご利用される場合、料金所 では手帳提示のため、一般レーン、混在レーン又はサポートレ ーン*を通行してください。

※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。

オンラインで各種申請(新規申請・変更申請・更新申請を行う場合に必要な書類 やご利用までの流れ等の詳細については、以下の URL からご確認ください。

(ETC 利用申請者に限ります)

【オンライン利用申請受付サイト】

https://www.expressway-discount.jp



7

申請窓口…障がい福祉課 Tel 2 O - 5 4 3 5 FAX 2 O - 5 4 O 7 問合せ先…NEXCO中日本お客様センター Tel O 1 2 O - 9 2 2 - 2 2 9

自動車改造費の 助成

│身体 │ △

重度身体障がい者が就労・通勤・通学等に自動車を利用する場合、改造に 必要な経費の一部を助成します。必ず事前申請が必要です。

1. 本人が運転する場合

対 象 者…身体障がい者=上肢・下肢・体幹・移動の2級以上 (ただし、駆動装置については下肢3級も可)

※複数障がいをお持ちの方はご相談ください。

対象車両…自らが所有し、運転する自動車(自家用の普通自動車) 申請に必要なもの…身体障害者手帳、運転免許証、改造費見積書、改 造前の写真^{※1}、車検証^{※2}、自動車検査証記録事項 (車検証に有効期間の満了する日が記載されてい ない場合)

2. 介護者が運転する場合

対象者…身体障がい者=下肢・体幹・移動2級以上(車はを移動機制) 対象車両…対象者が所有する自動車(自家用の普通自動車)

(18歳未満の場合、生計同一者所有でも可)

申請に必要なもの…身体障害者手帳、車いす使用証明書、改造費見積書、改造前の写真*1、車検証*2、自動車検査証記録事項(車検証に有効期間の満了する日が記載されていない場合)

- ※1 改造前の写真は、新車を購入する場合は、既製品の写真でも可
- ※2 車検証が申請時に無い場合は、後日の提出でも可

助 成 額…最高額 8万円

助成制限…1. 前年の所得(1~6月中に申請されたものについては前々 年の所得)が所得制限額以内であること

- 2. 福祉車両の購入、軽微な改造や容易に取り外し可能な装備の取り付けは対象外
- 3. 過去5年以内に助成を受けた方は対象外

問合せ先…障がい福祉課 TEL20-5435 FAX20-5407

ハートフル専用 パーキング 公共施設やショッピングセンター等の身体障がい者用駐車場を適正に利用していただくために、県内共通の「ハートフル専用パーキング利用証」を交付し、利用できる方を明らかにすることで、本当に必要な人のための駐車スペースを確保するものです。

対象者…身体・知的・精神障がい、高齢、難病により歩行が困難な方 一時的に歩行が困難な方(けがをされている方、妊婦の方)等 利用できる駐車場…県と協定を結んだ施設の身体障がい者等用駐車場で利 用できます。

7

否

問合せ先…福井県障がい福祉課 Tel 20-0338 FAX20-0639 福井健康福祉センター Tel 36-2857

仕事

就労・相談・支援

障がい者就労 促進事業

障がい者雇用調整員が、障がいのある方の就労に向けた支援や就職後の定 着支援等を行っています。

- 1. 就職に関する相談
 - 一般企業への就労を希望する障がいのある方の相談に応じています。
- 2. 企業開拓及び調整

障がいのある方の雇用に繋がりそうな企業を調査・開拓し、個々の障 がいのある方の雇用に向けた調整を行っています。

- ①会社見学会
 - 一般就労についての意欲を高めるため、会社見学会を開催して います。
- ②就労体験

一般企業への就労を希望する障がいのある方に短期の就労を体 験していただき、就労の適正を知る機会を提供しています。

体験期間…1回5日間(2回まで利用可)

手 当…1,000円/日

その他…事故への対応として、損害保険に加入しています。

3. 職場定着訪問

障がいのある方の就労が実現した場合、就労後の障がいのある方及 び企業等の相談・支援にあたり、雇用の継続に向けて支援していま す。

公共職業安定所 (ハローワーク)

否

障がい者専門の係(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 等が必要)があり、主に就職相談受付から就職後のアフターケアまで行います。

否

問合せ先…福井公共職業安定所 福井市開発 1 丁目 1 2 1-1 Tel 5 2 - 8 1 5 5 FAX 5 2 - 8 1 6 5

福井障害者 職業センター 障がいのある方や事業主の方に対し、公共職業安定所や関係機関との連携 の下、就職や復職のための相談から職場定着に向けたフォローアップまで の一連の支援を行っています。

- 1. 就職に関する相談
- 2. 職業能力等を評価し、職場に適応するために必要な支援内容等につ いて相談を行い、個別の支援計画を策定します。(職業評価)

3. 職業準備支援

個別にカリキュラムや受講期間を設定し、就職に向けて準備を整える支援をします。 (就労経験の少ない方、就労上の課題改善を図りたい方など)

- ・模擬的就労場面での作業支援(センター内での作業)
- ・職業準備講習(職業に関する知識の習得)等
- 4. 職場復帰支援

こころの病により休職している方、及びその方の復帰を考えている 事業主に対して、円滑な職場復帰に向けた支援を行います。

①職場復帰のコーディネート

休職者、事業主、主治医との相談等を通じて、職場復帰についての 3者の意思や意見を確認し、職場復帰に向けた活動の進め方や目標 について合意形成を図ります。

② リワーク支援

体調等を確認しながら作業支援やストレス軽減等を図るための支援 を行い、職場復帰のためのウォーミングアップを行います。

5. ジョブコーチ支援

障がいのある方が職場に適応できるよう、ご本人・事業主等の要請に基づき、職場にジョブコーチを派遣し、障がい特性に応じたきめ 細やかな人的支援を行います。

7

問合せ先…福井障害者職業センター 福井市光陽2丁目3番32号 Tel 25-3685 FAX25-3694

福 井 障 害 者 就業・生活支援 センター (ふっとわーく) 障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する支援、助言、職業準備訓練の 斡旋等、障がいのある方の職業生活における自立を図るために必要な支援 を実施しています。また、就業・生活支援ワーカーを配置しています。 就労や生活等に関する相談をご希望の方は、下記の方までご連絡くださ い。

73

問合せ先…福井障害者就業・生活支援センター(ふっとわーく) Tel 9 7 - 5 3 6 1 FAX 9 7 - 5 3 6 2

日常生活支援

在宅における日常生活の支援

手話诵訳者等 派遣

病院や公的機関等へ行くときや市が主催する行事に参加するとき、手 話通訳士、手話通訳者または手話奉仕員を派遣します。

対象者…聴覚、音声、言語機能障がい者

否

問合せ先…障がい福祉課 TL20-5435 FAX20-5407 緊急時の休日・夜間の問合せ先…代(福井市役所時間外窓口)

Tel 20 – 5111

要約筆記者等 派遣

病院や公的機関等へ行くときや市が主催する行事に参加するとき、会 話の内容を要約し、文字として伝える要約筆記者または要約筆記奉仕 員を派遣します。

対 象 者…聴覚障がい者

77

問合せ先…障がい福祉課 TL20-5435 FAX20-5407

地域ぐるみ 雪おろし支援

身体│△

自力で屋根の雪下ろしが困難な方に対して、雪下ろし費用の補助を行 います。

対 象 者…身体障がい者=ひとり暮らし等の高齢者世帯や身体障がい 者世帯等で、市民税非課税または均等割のみ課税世帯で、 親族等から雪下ろしの支援が受けられず、自力で雪下ろし ができない方

申請方法…事前に担当民生委員・児童委員を通して登録が必要 利用制限…生活保護世帯は除く

77

問合せ先…要支援者雪下ろし支援センター(地域包括ケア推進課内) Tel 20-5690 FAX 20-5426

ボランティア センター

「ボランティアがしたい人」と「ボランティアを求めている人」との 橋渡しや、ボランティアに関するいろいろな相談に応じています。

ボランティア募集情報やボランティア団体情報の提供を行うほか、 ボランティア活動につなげるための各種講座等も開催しています。

〇福井市総合ボランティアセンター

ボランティアコーディネーターによる窓口相談、ボランティア総合 情報サイト「福井市ボランティアネット」による情報提供

否 問合せ先…福井市総合ボランティアセンター(ハピリン4階)

TEL: 20-5107 FAX: 20-5168

○福井市社会福祉協議会ボランティアセンター

ホームページによる情報提供、雪かきボランティア

77 問合せ先…福井市社会福祉協議会ボランティアセンター

TEL: 22-0022 FAX: 26-9109

雪かき

ボランティア

福井市内在住の身体障がいのある方の世帯で、市民税が非課税で、同居または近隣に親族・親戚等がなく、自力での雪かきが困難な方に対し、ボランティアを調整します。

ただし、世帯の状況によっては、他の制度(「地域ぐるみ雪下ろし支援事業」や業者等)を優先的に利用していただく場合があります。

77

問合せ先…福井市社会福祉協議会ボランティアセンター(福井市社会福祉協議会内)

Tel 2 2 - 0 0 2 2 FAX 2 6 - 9 1 0 9

盲導犬無償貸与

7

ご希望の方は、下記までお問い合わせください。

TEL 080-3743-1949

生活福祉資金貸付

所得の少ない世帯、障がいのある方や介護を必要とする高齢者がいる 世帯の生活の安定と経済的自立のため、資金を貸付ける制度です。 利用対象者…低所得世帯(所得制限あり)

障がい者世帯(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持つ世帯)

高齢者世帯(65歳以上の介護を必要とする方と共に生活している世帯)(所得制限あり)

貸付の種類

総合支援資金	生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費
福祉資金	福祉費(生業費、技能習得費、住宅改修費、療養介護費、災害援助費等)、緊急小口資金
教育支援資金	教育支援費、就学支度費
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動 産担保型生活資金

否

FAX 26-9109

福井県社会福祉協議会 1年24-2339

FAX 2 4 - 8 9 4 1

税金

自ら申告が必要です

自動車税 軽自動車税 の減免 障がいのある方が日常生活で不可欠な自動車について、自動車税 (種別割・環境性能割)・軽自動車税 (種別割・環境性能割)の減免制度があります。

対象障がい…下表のとおり

障がいの区分		障がいの級別	
		本人運転	生計同一者 (常時介護者)運転
視覚障がい		1級~4級	左に同じ
聴覚障がい		2級および3級	左に同じ
平衡機能障がい		3級	左に同じ
音声・言語、そしゃく機能の障がい		3級	左に同じ
上肢不自由		1級および2級	左に同じ
下肢不自由		1級~6級	1級~3級
体幹不自由		1級~3級および5級	1級~3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級および2級	左に同じ
	移動機能	1級~6級	1級~3級
心臓機能障がい		1級および3級	左に同じ
じん臓機能障がい		1級および3級	左に同じ
呼吸器機能障がい		1級および3級	左に同じ
ぼうこうまたは直腸の機能障がい		1級および3級	左に同じ
小腸機能障がい		1級および3級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級~3級	左に同じ
肝臓機能障がい		1級~3級	左に同じ
知的障がい者		Α	左に同じ
精神障がい者		1級かつ自立支援医療受給者	左に同じ

身体 △ 療育 △ 精神 △ 自 動 車…障がい者1人につき1台に限ります。

車 名 義…身体障がい者=本人名義(18歳未満の方は生計同一者名義 でも可)

> 知的障がい者=本人名義(同一生計者名義でも可) 精神障がい者=本人名義(同一生計者名義でも可) 戦傷病者=本人名義

車 種…自家用

減 免 額…全額

申請方法…事前申請が必要な場合があります。(下記参照)

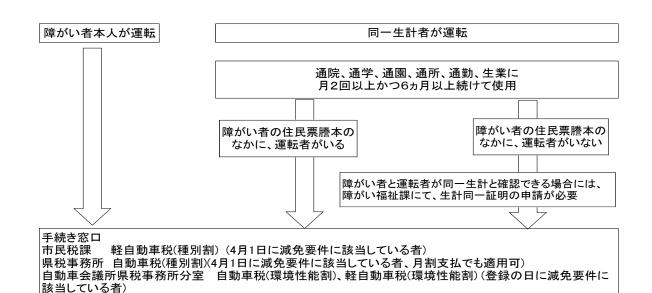
必要書類…事前に手続き窓口に確認してください。

申請期間…軽自動車税(種別割)は2月1日から5月末まで

注 意…毎年申請手続きが必要です。

77

問合せ先…市 民 税 課 Tel 20-5306 FAX20-5748(軽自動車税(種別割)) 福井県税事務所 Tel 21-8274 FAX21-8260(自動車税、軽自動車(環境性能割))



住民税と所得税の 控除

身体丨〇

療育 0 精神 0 納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族のうちに障がい者(特別障が い者)がいるとき、所得税、住民税の障害者控除がうけられます。

手 続 き… 1. 給与所得者は年末調整で控除できます。(「給与所得者 の扶養控除等申告書」に記入して事業者(給与支払者)に 提出する)

> 2. 確定申告書又は、市・県民税(住民税)申告書を提出し て控除できます。

否

問合せ先⋯福井税務署(所得税:確定申告)№23−2690

市 民 税 課(住民税:市・県民税申告)

Tel 20-5306 FAX 20-5748

【税法上の障がい者と特別障がい者】

	対象
	身体障害者手帳 1~2級
特別障がい者	療育手帳 A1、A2
	精神障害者保健福祉手帳 1級
	身体障害者手帳 3~6級
障がい者	療育手帳 B1、B2
	精神障害者保健福祉手帳 2~3級

※市の介護保険課が発行する「障害者控除対象者認定書」により障害 者控除を受けることもできます。

相続税の控除

身体一〇

療育 0

 $\circ \mathbf{z}$ 精神

相続人が85歳未満の障害者のときは、相続税の額から一定の金額を 差し引きます。詳細は、下記までお問い合わせください。

対象者…特別障がい者、障がい者

問合せ先…福井税務署 [123-2690]

贈与税の非課税

身体 Δ

療育 Δ

精神 Δ 特定障害者(※)の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約 に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったとき は、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方 については6.000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方に

ついては3.000万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非 課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなけれ ばなりません。

詳細は、下記までお問い合わせください。

※特定障害者とは、特別障害者及び障がい者のうち精神に障がいのあ る方をいいます。

問合せ先…福井税務署 [L23-2690 **7**7

利子等の非課税 (マル優・特別 マル優)

障害者等に該当する人の少額預金・郵便貯金・少額公債の利子等につ いては、一定の手続きにより非課税制度の適用が受けられます。

詳細は、下記までお問い合わせください。

77

福祉定期預金 障害年金等を受給している方を対象とした定期預金で、預金利率が一 般の定期利率に上乗せされます。

詳細は、各金融機関までお問い合わせください。

医療費控除 自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療 費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えると きは、所得控除を受けることができます。詳細は、下記までお問い合 わせください。

> **7**7 問合せ先…福井税務署 1年23-2690

ストマ用具に係る費用については、「ストマ用装具使用証明書」の発 対象となるもの 行を受けた場合に対象となります。詳細は、下記までお問い合わせく ださい。

> 問合せ先…福井税務署 [123-2690] **7**7

福祉等の法律に基づく、次のような給付金については非課税です。ま 給付金の非課税・ 掛金の控除 た「心身障害児(者)扶養共済制度」に加入している方については、掛 金も所得税や市・県民税の控除対象になります。

給 付 金… 1. 特別児童扶養手当 2. 特別障害者手当

- 3. 障害児福祉手当 4. 経過的福祉手当
- 5. 児童扶養手当 6. 児童手当
- 7. 障害基礎年金 8. 障害厚生年金
- 9. 心身障害者(児)扶養共済制度に基づく年金・弔慰金

問合せ先…福井税務署 [123-2690] **7**7

補装具・日常生活用具・自動車の改造などの、身体障がい者用物品の 消費税の非課税 購入や修理に係る消費税が一部非課税となる場合があります。詳しく は、購入店にてご確認ください。

医療費控除の

公共料金

テレビ受信料の減免など

NHK放送受信 料の減免

身体 △

療育 △

精神 △

対 象 者…全額免除

- ・身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構 成 員全員が市町村税非課税
- ・知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ世帯構成員 全員が市町村税非課税
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世 帯構成員全員が市町村税非課税

半額免除

- ・視覚、聴覚障がい者により、身体障害者手帳をお持ちの方が 契約者で世帯主であること
- ・身体障害者手帳をお持ちで、障がい等級が重度(1級または 2級)の方が契約者で世帯主であること
- ・重度(A1またはA2)の知的障がい者と判定された方が契約者で世帯主であること
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障がい等級が重度(1級)の方が契約者で世帯主であること

申請方法…身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印 鑑を持参のうえ、障がい福祉課までご来庁ください。なお、書 類の提出先は、NHKとなります。

詳細についてはNHKホームページをご覧ください。

☆ 問合せ先…NHK福井放送局 №28-8850 FAX28-8862

福井ケーブル テレビ受信料 の減免

身体 △

77

対 象 者…身体障がい者=ア. 視覚・聴覚3級以上の方が契約者で世帯主 イ. 障がい等級が重度(1または2級)の方が 契約者で世帯主

減 免 額…1,430円(デジタルスタンダード・デジタルライト料金) 申請方法…身体障害者手帳、住民票抄本(世帯主記載のもの)

※「身体障害者割引」適用の場合は、テレビサービス利用が条件の「セット割引」適用はありません。

問合せ先…福井ケーブルテレビ Tel0120-05-5710 FAX53-7733

電話リレー サービス 聴覚や発語に困難がある方ときこえる方を、通訳オペレータが手話・文字 と音声を通訳することにより、24時間電話で双方向につなぎます。

問合せ先…カスタマーセンター(9時半~17時/年末年始除く)

Tel 0 3 - 6 2 7 5 - 0 9 1 2 FAX 0 3 - 6 2 7 5 - 0 9 1 3

ヨメテル

AI (自動音声認識) または文字入力オペレータにより通話相手の声をリア ルタイムで文字にします。 **7**

問合せ先…ヨメテル・カスタマーセンター (9時半~17時/年末年始除く) TeLO 1 2 O - 3 2 8 - 1 2 3

NTT無料電話 番号案内(ふれ あい案内)

> 身体 △ 療育 ○ 精神 ○

障がいのため電話帳の使用が困難な方について、「104」電話番号案内が無料となります。※ご利用には事前に登録が必要です。

対象者…身体障がい者=ア. 視覚6級以上

- イ. 上肢・体幹・脳原性上肢、脳原性移動2級以上
- ウ. 聴覚6級以上
- エ. 音声、言語又は咀嚼 4 級以上

知的障がい者=療育手帳をお持ちの方 精神障がい者=精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※令和8年3月末で終了します。

問合せ先…NTT西日本 ELO120-104-174 FAXO120-104-134

ファックス電話 番号案内

(NTTファックス104)

N T Tからファックスでお問い合わせの電話番号を案内します。 受付時間…24時間(年中無休)

料 金…104番号案内と同様

※令和8年3月末で終了します。

問合せ先…NTT西日本 FAXO120-000-104

郵便料金の割引

77

不

対 象…全額減免=点字郵便物 等

問合せ先…福井中央郵便局 配0570-943-770

官製はがきの 無料配布(青い 鳥郵便はがき)

> 身体 △ 療育 △

対象者…身体障がい者=1級、2級 知的障がい者=A1、A2

内 容…年に1回、申請により1人につき20枚のはがきを無料で配布 受付期間…毎年4月1日~5月31日

申請方法…身体障害者手帳、療育手帳

各郵便支店にて申請

問合せ先…ゆうちょ銀行、郵便支店

40歳代の 胃がん検診 4 0歳代で障がい等により胃 X 線検査ができない方は、胃内視鏡検査が受診できます。胃がん検診は 2 年度に 1 回の受診となります。検診を希望される方は健康管理センターにお問い合わせください。身体状況等の聞き取りをさせていただきます。胃内視鏡検査受診券が届いた後に検査医療機関に胃内視鏡検査の予約をしてください。

対象者…40歳代で障がい等により胃X線検査ができない方内 容…胃内視鏡検査(胃カメラ)の費用の一部を助成します。 自己負担金…3,000円(生活保護受給の方は無料です。市民税非課税世帯の方は事前申請後、無料となります。)

受診期間…6月1日~3月9日

問合せ先…健康管理センター 私28-1256

その他相談機関

その他の相談機関の紹介

福井市保健所

ホッとサポート

福祉センター)

スクラム福井

(福井県発達障がい

児者支援センター)

(福井県精神保健

77

否

ふくい

精神科医師による相談(予約制)

相談日:毎月1回(木曜日)午後2時~午後5時

・臨床心理士による相談(予約制)

相談日:毎月1回(水曜日)午後1時~午後5時

※相談日が異なる月があるためお問合せください

□ 問合せ先…福井市保健所 地域保健課保健支援係(福井市西木田2-8-8)

Tel 3 3 - 5 1 8 5 FAX 3 3 - 5 4 7 3

内容…1. 家族、仕事、学校、心身の不調等こころの相談

2. ひきこもりに関する相談

3. 依存症(アルコール、ギャンブル等)に関する相談

| 来所相談…月曜日~金曜日、午前9時~午後5時(祝日、年末年始を除く)

予約電話 16.26-4400

電話相談…月曜日~金曜日、午前9時~午後5時(祝日、年末年始を除く)

相談電話 16.26-4400

問合せ先…ホッとサポートふくい(福井県総合福祉相談所)

福井市光陽2丁目3-36 Tel24-5135 FAX24-8834

発達障がい(広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等)の ある方とその家族が安定して地域で生活できるように支援します。

相談支援、療育支援、就労支援、普及啓発、研修等の事業を行います。

対 象 者…県内に住む発達障がいのある方と家族、および関係機関等

利用時間…月曜日~金曜日、午前9時~午後5時(祝日、年末年始を除く)

問合せ先…スクラム福井(福井県発達障がい児者支援センター)

福井市光陽 2 丁目 3-36 福井県総合福祉相談所内 Tel 22-0370 FAX22-0371

福井県 **石** 総合福祉相談所 福井県児童・女性 相談所

民生委員·児童委員 (主任児童委員) 1. 障がい者支援課Tel 2 4 - 7 3 1 1FAX 2 4 - 8 8 3 4精神保健福祉課Tel 2 4 - 5 1 3 5FAX 2 4 - 8 8 3 4

- 福井県児童・女性 | 2. こども・女性支援課 TL35-1581 FAX35-1582
 - 3. 子ども虐待防止相談(24時間対応)

Tel35-1781 FAX35-1582 (代)

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、高齢者世帯などへの見守り活動や福祉サービスの情報提供、社会福祉協議会の事業への協力等を行うことで、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。 また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童

委員」の指名を受けています。

問合せ先…福祉政策課地域福祉係 Tel 20-5786 FAX20-5708

否

市民サービス推進課 専門の相談員がご相談に応じます。相談内容ごとに相談日時が異なります。 ので、あらかじめ市民サービス推進課にお問合せください。

内容…1. 心配ごと相談 2. 人権悩みごと相談 3. 行政相談

- 4. 行政書士相談 5. 社会保険労務士相談
- 6. 成年後見·終活相談

77 問合せ先…市民サービス推進課 TEL20-5303 FAX20-5753

福井市高齢者・障 害者日常生活自立 支援センター

福祉サービスの利用や、日常の金銭管理に不安がある高齢者や障がいのあ る方を応援します。お気軽にご相談下さい。

内 容…福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預り サービス等相談料は無料ですが、サービスを受ける場合、利用 料が必要です。

相談受付…月曜日~金曜日、午前8時30分~午後5時15分 **7**7

問合せ先…福井市高齢者・障害者日常生活自立支援センター 福井市田原1丁目13番6号 フェニックス・プラザ1F 福井市社会福祉協議会内 FL22-0225 FAX26-9109

障害者110番

人権問題での悩み、生活での悩み、福祉サービスについて、仕事での悩 み、結婚・離婚での悩み、財産や相続について、障がいのある方が安心し て生活できるよう、さまざまな相談に応じます。なお、必要に応じ弁護士 等の専門家を紹介しています。

相談時間…月曜日~金曜日 午前9時~午後5時

否 問合せ先… (一社) 福井県身体障害者福祉連合会 福井市光陽2-3-22福井県社会福祉センター1階 Tel 29-1100 FAX 25-0267

福井県難病支援 センター

難病患者の方とその家族が、地域の中で少しでも充実した生活が送れます よう、次の活動を行っています。

容…療養相談、就労相談、定例相談、難病研修会、患者・家族交流 会、情報提供、患者会支援、コミュニケーション機器紹介、重 **症難病患者在宅療養支援**

77 問合せ先…福井市四ツ井2丁目8-1 福井県立病院3階 Tel • FAX 5 2 — 1 1 3 5

法テラス福井

借金等法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口の紹介、民事法律扶 助、犯罪被害者支援等を行っています。

相談時間…月曜日~金曜日 午前9時~午後5時(祝日、年末年始を除く)

問合せ先…法テラス福井(日本司法支援センター) 不

Tel 0 5 0 - 3 3 8 3 - 5 4 7 5

教養•文化

障がいのある方の社会参加の推進

スポーツ教室

障がいのある方がスポーツを始めるきっかけづくりとして、毎月1回土曜 日又は日曜日にスポーツ教室を開催しています。 (初心者向け)

開催 日…毎月1回 土曜日又は日曜日

時間、内容についてはホームページ、市政広報をご覧ください。

場 所…ちもり体育館(旧至民中学校体育館、福井市渕4丁目748)

対 象…市内に住むか通勤・通学する人

持 ち 物…タオル、室内用シューズ、飲料水等

7

問合せ先…障がい福祉課 Tel20-5435 FAX20-5407

市内文化施設の入 場料等の免除 下記の文化施設等は、障害者手帳をお持ちの方については、入場料が減免 されます。 (ただし、企画・特別展等は有料となります。)

問合せ先…各施設※福井市ホームページhttp://www.city.fukui.lg.jp

をご覧下さい。

対象施設	住所	電話番号	FAX番号
清水高齢者福祉センター	風巻町28-8-1	98-3821	98-8812
地域交流プラザ	手寄1丁目4-1	20-1535	20-1536
越前水仙の里公園水仙ドーム	居倉町43-25	89-2381	89-2383
越前水仙の里公園越廼ふるさと資料館	居倉町50-1-2	89-7100	89-2383
越前水仙の里温泉波の華	蒲生町1-94	89-7387	_
愛宕坂茶道美術館	足羽1丁目8番5号	33-3933	33-3933
橘曙覧記念文学館	足羽1-6-34	35-1110	33-3933
名勝 養浩館庭園	宝永3丁目11-36	20-5367	20-5670
一乗谷朝倉氏遺跡復原町並	城戸ノ内町10-48	41-2330	41-4281
自然史博物館	足羽上町147	35-2844	34-4460
セーレンプラネット	中央1丁目2番1号ハピリン5F	43-1622	43-1644
美術館[アートラボふくい]	下馬3丁目1111	33-2990	33-3114
郷土歴史博物館	宝永3丁目12-1	21-0489	21-1489
ちもり体育館	渕4丁目748	34-5516	_
大手駐車場	大手3丁目10-1	20-5686	_
大手第2駐車場	大手3丁目12-20	20-5688	_
本町通り地下駐車場	順化1丁目及び中央3丁目地係	20-5760	_
東山健康運動公園	寮町50-5	54-9190	54-9179
おさごえ民家園	月見5丁目4-48	34-3794	34-3794
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

また、文化会館などの施設使用について営利を目的としない障がい者団体の使用に限り減免される場合があります(個人の使用は減免となりません。)。

ミライロ ID



障害者手帳と同様に、スマートフォンで手帳所持者本人を確認することができるアプリです。障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の提示により障害者割引を受けることができる施設もありますので、ダウンロードしてご活用ください。



ミライロIDが利用できる施設には、 このマークが掲示されています。

ミライロロ Q







声の市政だより

「市政広報ふくい」をCDに録音し、配布しています。

(音声)

77

問合せ先…福井県視覚障害者福祉協会 Tel 23-4647 FAX23-0524

声の市議会だより (音声) 5・8・11・2月の年4回、市議会だよりをCDに録音し、配布しています。

7

問合せ先…福井県視覚障害者福祉協会 Tel 23-4647 FAX23-0524

視覚障がい者の

目の不自由な人のために拡大読書器を設置した専用の閲覧室があります。

閲覧室

みどり図書館 Tel34-8859

桜木図書館 №20-1530

点字図書館

視覚障がい者のために、一般の図書、雑誌などを点字で印刷し直した点字 図書を作り、貸出しを行っています。

7

問合せ先…福井県視覚障害者福祉協会点字図書館

福井市光陽2-17-8 123-4647

福祉団体への加入

名称	電話番号
福井市身体障害者福祉連合会	0776-20-6007
福井地区精神保健福祉家族会 あすわ会	0776-53-5970
日本発達障害ネットワーク福井	0776-27-7153
(公社)日本リウマチ友の会福井支部	0776-53-4836
福井市肢体不自由児(者)協会	0776-36-6829
自立生活センター Com-Support Project	0776-25-1057

障がい者相互の理解と親睦を図るため、障がい別に福祉団体が設立されています。加入申込みについては、各福祉団体へお問い合わせください。

おもちゃ図書館

心身の障がいや発達に遅れのある子どもたち、また、人とのかかわりがうまくできない子どもたちのために「おもちゃ図書館」を開催しています。

開館日:毎週水曜日10時~15時

ところ:フェニックス・プラザ2階ことばの教室内

福井市おもちゃ図書館

利用料:無料

※おもちゃの貸し出しは、原則として1人2点まで。2週間以内に返却を お願いします。

※イベントやサークル等で使う場合はご相談に応じます。

77

問合せ先…おもちゃ箱の会 LL23-2996 FAX23-2996

選挙

対象者…1. 投票所に行くことが困難な身体障がい者の方は、事前に申請(登録)すると郵便で投票ができます。

2. 目の不自由な方には、点字投票の制度があります。

防災 · 防犯等

安全・安心な暮らしを実現するために

複雑化する現代社会の中、犯罪や災害から自分の身を守り、被害を最小限に食い止めるためには、日頃から防災・防犯に対する準備・心構えがとても大切です。

防災や防犯にも役立つ制度

制度・システム名	内容・対象等	問合せ先
防災情報の配信	大雨注意報・警報等の気象情報や地震情報、災害時の避難情	福井市 危機管理課
	報等の防災情報をメールでお知らせします。	電話 (0776)20-5234
	福井市防災気象情報メールの登録方法	FAX (0776) 20-5235
	https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/bosai/bosai/bosai-me-ru.html	https://www.city.fuk
		ui.lg.jp/dept/d220/k
		<u>ikikanri/index.html</u>

制度・システム名	内容・対象等	問合せ先
防災ハンドブック	防災に関する情報を1冊に分かりやすくまとめています。 個人や家庭で備えておくべきことのほか、地域で助け合う ための防災知識、風水害・地震などの災害の特徴、各地区 の防災マップを掲載してます。希望者には、危機管理課窓 口で随時配布しています。	福井市 危機管理課 電話 (0776)20-5234 FAX (0776)20-5235 https://www.city.fuk ui.lg.jp/dept/d220/k
避難所	福井市内では万が一の災害に備え、避難所が指定されています。防災ハンドブックやホームページで最寄りの避難所を確認できます。	ikikanri/index.html
福井市避難支援 プラン	高齢者や障がいのある方など災害時の避難に支援を必要とする方の中で、地域への情報提供に同意いただいた方の名簿を市が作成し、その情報を地域に提供することで、平常時の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立てています。	
福祉避難所	災害時に指定一般避難所で生活することが困難で、避難所 生活に何らかの特別な支援が必要な方を受け入れる避難所 です。ホームページに一覧を掲載しています。	福井市 地域包括ケア推進課 電話 (0776)20-5400 FAX (0776)20-5426 https://www.city.fuk ui.lg.jp/kurasi/bosa i/shelter/fukushihin anjo.html
障がい者用 防災スカーフ	外見から障がいがあることが分かりにくい人への支援や配慮を促すため、災害時に活用ができる「障がい者用防災スカーフ」を市民等の寄附により作成しました。 希望者には、障がい福祉課窓口で随時配布しています。	福井市 障がい福祉課 電話 (0776)20-5435 FAX (0776)20-5407
福井市防災センターでの体験コーナー	福井市防災センター(福井市和田東2丁目2207)の1階に、展示・体験ホールが設けられ、地震、火災、暴風等の体験ができるコーナーがあります。	福井市 防災センター 電話 (0776) 20-5156 FAX (0776) 21-9735 http://www.city.fukui .lg.jp/kurasi/bosai/b osai/p000109.html

消費者相談窓口	悪質商法による被害や商品・サービスの苦情などに対する消	福井市消費者センター
	費生活相談や、消費生活上必要な知識や情報を市民に提供	福井市田原1丁目13番6号
	しています。	フェニックスプラザ 1 階
		電話 (0776)20-5588
		FAX (0776) 20-5081
		http://www.city.fukui
		.lg.jp/dept/d210/syou
		hi/index.html
		■635%@ \$

緊急事態が発生したら

制度・システム名内容・対象等問合せ先FAX110番福井県内での事件・事故発生時、言葉や聴覚の不自由な方のために、FAXを利用した緊急通報の手段です。専用FAX番号 0120-294-291(ご利用にあたっての事前の登録は不要です。)地域指導課電話 (0776) 22-2880メール110番福井県内での事件・事故発生時、言葉や聴覚の不自由な方のために、携帯電話やパソコンの電子メールを利用した緊急通報の手段です。アドレス fukui110@royal.ocn.ne.jp(ご利用に当たっての事前の登録は不要です。)110番アプリシ音声による110番通報が困難な方がスマートフォンなど
のために、FAXを利用した緊急通報の手段です。 専用FAX番号 0120-294-291(ご利用にあたっての事前 の登録は不要です。) メール110番 福井県内での事件・事故発生時、言葉や聴覚の不自由な方 のために、携帯電話やパソコンの電子メールを利用した緊 急通報の手段です。 アドレス fukui110@royal.ocn.ne.jp(ご利用に当たっての 事前の登録は不要です。) 110番アプリシ 音声による110番通報が困難な方がスマートフォンなど
専用FAX番号 0120-294-291(ご利用にあたっての事前の登録は不要です。)電話 (0776)22-2880メール110番 福井県内での事件・事故発生時、言葉や聴覚の不自由な方のために、携帯電話やパソコンの電子メールを利用した緊急通報の手段です。アドレス fukui110@royal.ocn.ne.jp(ご利用に当たっての事前の登録は不要です。)110番アプリシ 音声による110番通報が困難な方がスマートフォンなど
の登録は不要です。) メール 1 1 0 番 福井県内での事件・事故発生時、言葉や聴覚の不自由な方のために、携帯電話やパソコンの電子メールを利用した緊急通報の手段です。 アドレス fukui 110@royal. ocn. ne. jp(ご利用に当たっての事前の登録は不要です。) 1 1 0 番アプリシ 音声による 1 1 0 番通報が困難な方がスマートフォンなど
メール 1 1 0番福井県内での事件・事故発生時、言葉や聴覚の不自由な方のために、携帯電話やパソコンの電子メールを利用した緊急通報の手段です。クドレス fukui110@royal.ocn.ne.jp(ご利用に当たっての事前の登録は不要です。)1 1 0番アプリシ音声による 1 1 0番通報が困難な方がスマートフォンなど
のために、携帯電話やパソコンの電子メールを利用した緊急通報の手段です。 アドレス fukui110@royal.ocn.ne.jp(ご利用に当たっての事前の登録は不要です。) 1 1 0番アプリシ 音声による 1 1 0番通報が困難な方がスマートフォンなど
急通報の手段です。アドレス fukui110@royal.ocn.ne.jp(ご利用に当たっての事前の登録は不要です。)110番アプリシ 音声による110番通報が困難な方がスマートフォンなど
アドレス fukui110@royal. ocn. ne. jp(ご利用に当たっての事前の登録は不要です。) 1 1 0番アプリシ 音声による 1 1 0番通報が困難な方がスマートフォンなど
事前の登録は不要です。) 1 1 0 番アプリシ 音声による 1 1 0 番通報が困難な方がスマートフォンなど
110番アプリシ 音声による110番通報が困難な方がスマートフォンなど
ステムを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムで
す。 (ご利用に当たって、事前登録が必要です。)
緊急通報システム 福井市内に居住・勤務されている言葉や聴覚の不自由な方 福井市 消防局管制設
NET119 が火事·救急などの際に緊急メール119の外、携帯電話 電話 0776-20-3999
やスマートフォンのインターネット機能を利用して、簡単 FAX 0776-20-6119
な操作で素早く緊急通報ができます。ご利用にあたって http://www.city.fuk
は、事前の登録が必要です。 <u>i.lg.jp/dept/d500/f</u>
緊急FAX119 福井市内に居住・勤務されている言葉や聴覚の不自由な方 d-kansei/index. html
が火事・救急などの際に自宅のFAXで緊急通報ができま
す。緊急通報用FAX119送信票は、福井市消防局のホールのように
ームページから取得できます。ご利用にあたっての事前の
登録は不要です。
緊急メール119 福井市内に居住・勤務されている言葉や聴覚の不自由な方
が火事・救急などの際に携帯電話やパソコンの電子メール
で緊急通報ができます。ご利用にあたっては、事前の登録
が必要です。

		1
福井市役所	福井市役所から発信している情報を見ることができます。	https://www.city.f
ホームページ		ukui.lg.jp
福井県河川・砂防	県内の河川の水位や雨量等の情報を見ることができます。	https://sabo.pref.
総合情報		fukui.lg.jp
災害用伝言	大規模な災害の発生によって電話が大変つながりにくい状	NTT 西日本
ダイヤル171	態になった場合、被災地の中の方々が、家族の安否の確認	https://www.ntt-
	や集合場所の確認といった緊急の連絡を行うための、通信	west.co.jp/
	手段としてご利用いただけるサービスです。	
携帯電話の	携帯電話各社では、災害時に家族・親類・知人等との安否確	携带各社
災害用伝言板	認にご利用いただくため、災害伝言板サービスを提供して	NTTドコモ
サービス	います。	https://www.docomo
	大規模災害発生時に、災害発生地域にお住まいで携帯電話	. ne. jp/
	をご利用の方が、携帯電話のインターネット上に開設され	
	た災害用伝言板に、ご自分の安否情報を登録していただく	KDDI (a u)
	ことが可能となります。登録された安否情報等はインター	https://www.au.com
	ネットを通じて、全国から閲覧していただけます。また、	/
	あらかじめ指定したご家族や知人に対して、災害用伝言板	
	に登録されたことをメールでお知らせする機能も提供して	ソフトバンク
	います。毎月1日と15日、正月三が日、国の「防災週間」	https://www.softba
	及び「防災とボランティア週間」に災害用伝言板体験サー	nk.jp/
	ビスを提供します。	
		ワイモバイル
		https://www.ymobil
		e.jp
		楽天モバイル
		https://network.mo
		bile.rakuten.co.jp

障がい者福祉施策の手引

平成 9年3月1日 平成10年3月1日 平成13年3月1日 平成15年4月1日 平成17年2月1日 平成18年6月1日 平成19年6月1日 平成20年8月1日 平成22年4月1日 平成23年2月1日 平成24年4月1日 平成25年4月1日 平成26年4月1日 平成27年4月1日 平成27年7月1日 平成28年4月1日 平成29年4月1日 平成29年7月1日 平成30年4月1日 平成31年4月1日 令和 2年4月1日 令和 3年4月1日 令和3年12月1日 令和 4年4月1日 令和 5年2月1日 令和 5年4月1日 令和 6年4月1日 令和 7年4月1日

●編集発行 福井市役所福祉健康部障がい福祉課

〒910-8511 福井市大手3丁目10-1 電話 20-5435 FAX 20-5407 HP www.city.fukui.lg.jp